

奈良県教育委員会

週報

第2381号

令和4年3月17日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和4年度週報の発行について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課(室)長	企画管理室	1
令和4年度奈良県高等学校等奨学金 (修学支援奨学金・育成奨学金)の 募集について	各市町村教委教育長 各高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	3
令和5年3月新規中学校・高等学校 卒業者の就職に係る推薦及び選考開 始期日等並びに文書募集開始時期等 について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	7
博物館等の活用について	各市町村教委教育長 各学校長	学校教育課	25
令和4年度人権教育パワーアップ講 座の実施について	各市町村教委教育長 各公立学校長	人権・地域 教育課	34
令和4年度第1学期における外国語 指導助手の派遣について	各市町村教委教育長 各公立小学校長 各義務教育学校長 各県立学校長	教育研究所	37
令和4年度県立教育研究所研修講座 実施計画について	各市町村教委教育長 各公立学校(園)長	教育研究所	45

(次の週報は、令和4年4月7日(木)発行の予定です。)

教企第196号

令和4年3月17日

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長
県教委事務局各課（室）長 } 殿

奈良県教育委員会事務局企画管理室長

令和4年度週報の発行について（通知）

このことについて、奈良県教育委員会週報発行規程（昭和33年12月奈良県教育委員会教育長訓令甲第1号）第3条に基づき、令和4年度の週報の発行日を別紙「令和4年度週報発行予定表」のとおり定めたので通知します。

(別紙)

令和4年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	7 日 (木)	2 1 日 (木)	2 8 日 (木)
5 月	1 2 日 (木)	2 6 日 (木)	
6 月	9 日 (木)	2 3 日 (木)	
7 月	7 日 (木)		
8 月	4 日 (木)	2 5 日 (木)	
9 月	8 日 (木)	2 2 日 (木)	
1 0 月	6 日 (木)	2 0 日 (木)	
1 1 月	<u>2 日 (水)</u>	1 7 日 (木)	
1 2 月	1 日 (木)	1 5 日 (木)	
1 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
2 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	
3 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	

※ 週報は、原則隔週木曜日発行とします（アンダーラインは水曜日）。

各市町村教委教育長
各高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金
・育成奨学金）の募集について（通知）

このことについて、下記により令和4年度の募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の御配慮をお願いします。

記

1 募集概要

別紙のとおり

2 受付期間

令和4年4月7日（木）～令和4年5月20日（金）（必着）

3 募集人数

250名程度

4 その他

申請者へは「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請関係書類一式を配布
（令和4年3月下旬に、各関係学校に申請関係書類一式および資料を郵送する。）

5 問合せ先

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-9859

FAX:0742-27-2985

奈良県高等学校等奨学金の募集について

I 募集概要

* 詳細は、「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき(令和4年4月版)」をご覧ください。

1 申込資格 (現在貸与中の者は申込みができません。)

(1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者) が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ①について：高等学校には高等学校専攻科を含みます。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

(2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程 (規則に定めるものに限る。) に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者) が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：高等学校には高等学校専攻科を含みます。

特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) による経費の支給を受けている者へは貸与できません。

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期中間考査終了時の評定平均値とします。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとします。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とします。

- ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍（特に意欲があると認められる場合にあつては、予算の範囲内で3.0倍）以内であること。

2 申込み及び決定

(1) 申込みの提出書類

「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき(令和4年4月版)」とともに配布する様式集から、複写してご利用ください。また、奈良県教育委員会 学校支援課のホームページ内「奈良県高等学校等奨学金」のページにも、様式・記入例を記載しています。

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

◎新規申請（在学）

奨学金の申込みのために用意していただく書類は、次のとおりです。

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書 [第1号様式]
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等

（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる方は不要）

*** 今回の申請では、令和3年度課税証明書が必要です。**

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員）

（記載事項欄の省略のないもの。ただし、本籍地・マイナンバーは必要ありません。）

- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（前期・後期分）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 奨学金借用証書
- ⑩ 申請印確認票

(2) 書類の経由

教育長に提出する書類は、各学校の校長を経由してください。

(3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果は、各学校を通して通知します。（令和4年7月中旬予定）

3 貸与月額

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 (5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できます。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できます。
- ※ 「へき地学校（小学校に限る。）」の「小学校」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書の規定により小学校に代わり義務教育学校を置く市町村にあっては当該義務教育学校を小学校とみなします。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出してください。

教学第1343号

令和4年3月17日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



3 文科初第2103号
職 発 0217 第 4 号
開 発 0217 第 2 号
令和 4 年 2 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和 5 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力いただいているところであります。令和 5 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を

図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）の一層の周知、学校と公共職業安定所（以下「安定所」という。）の十分な連携等により、採用内定取消し事案を的確に把握するため、特段の御協力をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1から別添3までのとおり協力方依頼をいたしましたので、御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和5年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和4年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手續等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等

学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）

に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導す

ること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から開催している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催し、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理、紹介及び選考の開始期日等全国统一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申合せ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討及び協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 上記(1)の検討、協議等に当たっては、令和2年2月10日に取りまとめられた「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」等を踏まえ、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方や、民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方について検討、協議等を行うこと。また、見直しを行う場合には、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒がしっかりと学業に専念できる環境を整えることを念頭に行うとともに、当該見直しに係る生徒、学校、企業等への影響にも配慮し、経過措置を設けるなど丁寧な対応を行うよう留意すること。

なお、民間職業紹介事業者が参入する場合には、当該事業者に対し、学校との連携や、推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用について徹底すること。

(3) 検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は、当該議事録の作成、保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるような必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会及び私立学校主管部局は、都道府県雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局及び安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申合せをした内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、推薦、選考等の開始期日等を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申合せをした期日より早期に推薦又は選考を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情への配慮等について事業所へ協力を求めること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に推薦、選考等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対

して指導した内容について、令和4年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長宛て報告すること。



3 文科初第2103号
職発0217第5号
開発0217第3号
令和4年2月17日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和3年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和4年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始

時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和3年10月末現在。文部科学省調査）は75.1%となっておりますが、昨年度に引き続き、一部の業種の求人が減少しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、採用選考活動に遅れがみられているなど注視が必要な状況にあります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和5年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和5年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和4年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川

県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



3 文科初第2103号
職発0217第6号
開発0217第4号
令和4年2月17日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二

(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司

(公 印 省 略)

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、令和3年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和4年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴機関においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始

時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いします。

新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和5年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和4年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の

推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



職発0217第7号
開発0217第5号
令和4年2月17日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについて（依頼）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体においても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によること

とすること。

- (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - ・ 推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については令和4年8月30日）以降となるようにすること。
 - ・ 選考開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

博物館等の活用について（通知）

学校の創意工夫を生かした指導計画を作成する上で、学校外施設の活用は有効な取組の一つです。

児童生徒の学習意欲を高め、学習効果をあげるために、次年度の学校行事等の計画を立てるに当たって博物館等を活用する際には、下記事項を参考とするようお願いします。

記

1 博物館等活用時の留意点

- (1) 地域の博物館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集等の学習活動を充実すること。
- (2) 活用に当たっては、学習のねらい、学校・児童生徒の実態等を考慮の上、利用すること。

2 県内の施設の活用例

(1) 水平社博物館

水平社博物館では、人間の尊厳や人権とはどういったものであるのかを考えてもらい、また、部落差別とはどういったものであるのかを「知る」ということが大切であるということから館内展示が始まる。水平社がどういう理念や思想で差別と闘ったのか、戦後その理念を受け継いだ人たちがどのように人権を守り、勝ち取ってきたのか、その活動が今を生きる私たちに繋がっていることを学ぶことができる展示となっている。

全国水平社創立100周年の記念日となる令和4（2022）年3月3日に常設展示室をリニューアルオープンし、「多様性を受容し認め合う寛容な包摂社会を確立するという肯定的思考へ」と「人間の尊厳と平等を求めた全国水平社創立の思想」を基本テーマに、

部落解放運動が被差別マイノリティに与えた影響やその波及、部落解放運動が人権回復に寄与してきた歴史を展示しているが、継承されてきた水平社創立の理念は「SDGs」の先駆けであり、寛容と包摂の社会を構築する未来への希望と誇りであることを示して「人類最高の完成」を目指す内容となっている。また、リニューアルした展示では、水平社の歴史や人権問題について勉強をする機会や、興味をもって自ら知ろうとしてもらえるようにタッチパネルやなぞときクイズなどの展示やしかけがある。

(2) なら歴史芸術文化村

なら歴史芸術文化村は、歴史文化資源の継承と活用や文化活動の振興に関する拠点として、令和4年3月に天理市に開村する。文化村は仏像等彫刻、絵画・書跡等、歴史的建造物、考古遺物の修復工房を有しており、文化財の修復工程の公開・解説を実施するが、4分野の文化財修復作業現場を通年公開する施設は日本で初めてとなる。

文化村では、普段見ることができない修復工程を見学できるだけでなく、修復技術や文化財を保存継承する意義等についてナビゲーターとの対話により学んだり、文化財を守り続けてきた人の想いを社寺や地域の関係者等による語りにより学んだりすることができる。また、VR映像や3D映像のデジタルコンテンツやレプリカ等により文化財の細部の観察をしたり構造やスケール感などの文化財の魅力を体感したりすることで、児童生徒の好奇心や関心を引き出すことができる。さらに、国内外から招いたアーティストとの交流や未就学児を対象としたアートプログラムなどを実施する。

文化村は、文化財等の展示にとどまらず、双方向のプログラムにより来訪者との交流を重視した取組を展開し、一人ひとりの感性や知識、関心に寄り添い、自発的な学びを支えることをコンセプトとしている。

(3) 奈良国立博物館

奈良国立博物館は、明治28（1895）年に開館した、仏教美術を中心に展示公開する博物館である。

現存の「なら仏像館」（旧帝国奈良博物館本館）は、奈良で最初に建てられた本格的な西洋建築であり、重要文化財に指定されている。館内には、飛鳥時代から鎌倉時代までの貴重な仏像や中国・朝鮮半島の仏像など常時100体以上が名品展として展示されている。また、「東西新館」では、毎年恒例の正倉院展をはじめ、様々な特別展が開催されている。さらに、絵画・書跡・工芸品・考古遺物の名品展を行うこともあり、1か月ごとに展示替えが実施されている。他にも、春日大社のおん祭や東大寺二月堂のお水取りなど奈良に縁のある伝統行事の展示にも力を注いでおり、社会科や美術科の学習の一環として歴

史や文化への理解を深める場として活用することができる。

なお、現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、ボランティアによる解説を中止している。

名品展は高校生以下及び18歳未満は無料となっている。特別展は新型コロナウイルス感染症対策のため事前予約制度を導入する場合があるので、事前に博物館ホームページを確認すること。

(4) キトラ古墳壁画体験館「四神の館」

国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区内にある、キトラ古墳や令和元年に国宝に指定されたキトラ古墳壁画を分かりやすく学べる体験型施設である。

1階のキトラ古墳壁画保存管理施設では、実物の壁画や出土遺物が保存管理・展示されている（壁画公開は期間限定・事前登録制）。地下1階の展示室では、キトラ古墳の石室の原寸大レプリカが展示されているほか、キトラ古墳壁画に描かれていた「四神」を高精細映像で実物の最大100倍規模で鑑賞することができ、天井には世界最古とされる天文図が投影される。また、大陸から伝わった文化や飛鳥時代に生まれた文化、当時の人々の生活をジオラマや展示パネル等を通して学ぶこともでき、郷土の歴史遺産に対する興味・関心を高めることができる。さらに、「古代ガラス製作体験」をはじめ、「勾玉」や日本最古の貨幣「富本銭」、高松塚古墳から出土した「海獣葡萄鏡」など古代遺物の製作を体験することができ、これらの製作過程を学ぶことで歴史や文化への理解を深めることができることから、社会科の歴史学習や総合的な学習の時間などの学習の場として活用することができる。

入館は無料で、芝生広場では飲食が可能

(5) うだ・アニマルパーク

動物への理解を深めることにより動物愛護の気持ちを育むことなどを目的として、平成20（2008）年4月に開園した。

パーク内の動物学習館の展示見学や「いのちの教育」プログラムの受講を通して、畜産動物、伴侶動物、野生動物について理解を深めることができる。また、バター作りなどの畜産物加工体験を通して、畜産動物からの食の恵みを実感することができる。さらに、牛や馬、小動物の見学、等身大の牛の模型を使った乳しぼり体験、やぎ、羊へのえさやり体験などを通して動物とふれあい、その温かみを体感することにより、「動物とのかかわり」、「いのちの大切さ」を実感することができることから、生活科や総合的な学習の時間の学習の場として活用することができる。

(6) 奈良県立美術館

鹿が群れ遊ぶ豊かな自然に恵まれた奈良公園に隣接する奈良県立美術館は、主に鎌倉時代から現代に至るまでの絵画、工芸、彫刻、書跡、風俗資料など幅広い美術品約4,100件を有する全国屈指の公立美術館であり、特に、江戸時代の絵画、浮世絵版画、日本の服装史に関する各種工芸資料、昭和30年から40年代にかけての日本の抽象絵画、近代陶芸の巨匠富本憲吉の名品、世界中で高く評価されているグラフィックデザイナー田中一光の作品をはじめとする奈良ゆかりの作家作品など、数多くの所蔵作品がある。

美術館では、斬新で奈良らしい特別展や企画展を毎年開催し、地域の誇りになるような親しみやすい美術館づくりを展開しており、小学校から高等学校までの図画工作科や美術科の学習で活用することにより、児童生徒は芸術作品をより身近に感じることができる。

なお、観覧料については、企画展のみ土曜日は高校生以下並びに教職員引率の下の児童、生徒及び引率の教職員が無料となっている（特別展は別途料金が必要）。

(7) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

博物館では、奈良県内の多くの遺跡からの出土品を旧石器時代から室町時代まで時代順に展示・説明しており、橿原遺跡、唐古・鍵遺跡、黒塚古墳、メスリ山古墳、藤ノ木古墳、飛鳥宮跡、太安万侶墓誌などはその代表的なものである。

無料スペースでは映像ライブラリー、情報コーナーなどが利用でき、県内の遺跡からの出土品を実際に見学することで、社会科の歴史学習等への関心を高めたり、当時の暮らしについて理解を深めたりすることができる。また、日本を代表する考古学の数多くの成果に接することにより、郷土の歴史遺産に対する興味・関心を高めることができる。

教職員の引率の下、学校教育の一環として観覧する場合は、入館料は無料

新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、手指の消毒、混雑時や団体入館時の検温、小グループでの移動、大声での会話の禁止等の対応を実施しており、館内には空気清浄機を設置している。また、接触を伴うパネル、ボタン、モニター類には抗菌剤を塗布している。

(8) 奈良県立万葉文化館

万葉文化館には、インタビュー形式で対話する「万葉びとの暮らしインタビュー」や『万葉集』に関する「タッチパネル式クイズ」など楽しく遊び学べるコーナーがあり、万葉時代の歴史・文化や暮らしを1,300年の時空を超えて体感することができる。

また、我が国最古の鑄造銭「富本銭」などが作られていた飛鳥池工房遺跡の遺構を展示しており、日本のはじまりの地・飛鳥で、歴史学習をより深めることができる。さらに、日本画を中心とした優れた美術品を集めた展覧会も開催している。

学校行事の場合、展覧会の観覧料は無料（減免申請要）で、ボランティアによる展示解説も実施している（事前申込要）。また、バスの駐車場も有している（無料）。

加えて、約2万㎡の万葉庭園では、四季を通じて万葉の草木が楽しめるとともに、弁当を食べることも可能である（申請要）。

新型コロナウイルス感染症対策として、手指の消毒、混雑時や団体入館時の検温、小グループ（4～5人）での移動、大声での会話の禁止等の対応を実施しており、館内空調は常時外気を取り入れるとともに、地階展示室には空気清浄機を設置している。また、地階展示室の接触を伴うパネル、ボタン、モニター類には抗菌剤を塗布している。

（9） 奈良県立民俗博物館

昭和49（1974）年に開館した民俗博物館（通称：みんぱく）は、22.6haの広さをもつ大和民俗公園の中にある。農具や生産用具、衣食住を中心とした生活用具などをはじめ、近世以降の民俗資料約45,000点を所蔵しており、本物の道具や生活用具、昔の写真を通して、明治から大正、昭和初期にかけての奈良の暮らしの様子を学ぶことができる。

常設展では、「農村の四季」、「川と人のかかわり」、「地域のものづくり」、「昔の暮らし」の4つのテーマで、奈良の暮らしと様々な道具を分かりやすく紹介している。また、折々の企画展やスポット展も開催している。

博物館には、事前・事後の学習にも役立つ教材、「昔の暮らし」の解説書とワークシート、デジタルコンテンツが揃っており、主に小学校3・4年の学習に沿った内容となっている。また、学芸員による展示解説や様々な道具に触れることができる体験コーナー、用途に合わせてフレキシブルに利用できる多目的室などの設備も充実している。

園内には重要文化財を含む15棟の古民家が県内各地から移築展示されており、かまどの火入れ見学も可能である。博物館と合わせて奈良の暮らしの移り変わりを体感的に学べるだけでなく、広々とした芝生広場や里山散策エリアは遠足にも適している。見学プログラムは事前打合せにより学習内容に合わせる事が可能であり、教職員向けの博物館活用研修も実施している。

博物館の観覧料は高校生以下は無料で、引率の教職員は団体料金が適用される。駐車場は無料（大型バスの駐車が可能）。

新型コロナウイルス感染症対策として、手指の消毒、検温、大声での会話の禁止等の

対応を実施しており、館内には空気清浄機を設置している。

(10) 奈良県馬見丘陵公園館

馬見丘陵は香芝市、広陵町、河合町など2市3町に跨がる標高70m程度の低い丘陵地で、南北約7km・東西約3kmの区域である。付近の丘陵一帯は馬見古墳群のエリアであり、古墳の集積地となっている。

昭和40年代後半から丘陵西部では真美ヶ丘や西大和ニュータウンなどの大規模宅地開発が始まったが、丘陵東部に位置する馬見丘陵公園は、これらの開発から自然や古墳群を保全するため、昭和59年8月に都市公園（広域公園）として計画決定し、同年度より公園事業に着手、平成24年6月に全面開園している。

馬見古墳群は奈良盆地における佐紀盾列古墳群、大和柳本古墳群と並ぶ大和3大古墳群の1つであり、4～5世紀に築造されたものが多く、250基を超える大古墳群であり、馬見古墳群の一画にある園内には、池上、乙女山、倉塚、ナガレ山、別所下、狐塚古墳など多くの古墳が保存され、このうちの2箇所が史跡指定されている。馬見丘陵公園館では、こうした貴重な馬見丘陵公園の古墳や自然について分かりやすく解説している。

入館料は無料。開館時間は9時から17時まで（入館は16時30分まで）で、休館日は月曜日（ただし、月曜日が休日の場合は次の平日）及び年末年始（12月28日から1月4日まで。）

(11) 平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」等

朱雀門ひろばは、古都奈良の歴史的・文化的景観の中で平城宮跡の保存と活用を通じて奈良時代を今に感じる空間として整備された「平城宮跡歴史公園」の一部として、平成30年3月24日に開園した。

朱雀門ひろば内には、国営公園区域として、平城宮の模型や平城宮跡での出土品（木簡、屋根瓦等）、第一次大極殿の木組み模型等を展示するとともに、平城宮での人々の営みを映像で再現する「平城宮いざない館」のほか、県営公園区域として、遣唐使船解説コーナーや実際に乗船できる復原遣唐使船を備えた「天平うまし館」、朱雀門や第一次大極殿を望める展望スペースやVRシアターを設けた「天平みはらし館」、県内の観光情報の提供、県内の特産品や平城京ゆかりの物品の販売を行っている「天平みつき館」などの様々な施設がある。

また、天平衣装や木簡などの体験ツールがあり、平城宮跡を中心に奈良時代が効果的に学べる出前学習セット「平城楽習パック」（平城京再生プロジェクト（県営公園指定管

理者)から無料で貸出)や、世界遺産学習に対応した学習シート(小学校高学年を対象、平城宮跡管理センター作成)、奈良時代の歴史や人々の暮らしをタブレット端末などで楽しく学べるアプリ「なら平城京歴史ぶらり」(無料配信)を提供しているほか、NPO法人平城宮跡サポートネットワークの協力を得て、校外学習で活用する場合には無料で解説者が同行しガイドを実施(事前申込要。申込先:奈良県庁平城宮跡事業推進室 TEL:0742-27-8973)するなど、平城宮跡フィールドワークと組み合わせて、社会科の歴史学習や総合的な学習の時間の学習の場として活用することができる。

そのほか、公園内には、発掘調査で検出した遺構そのものを展示している「遺構展示館」(問合せ先:文化庁平城宮跡管理事務所 TEL:0742-32-5105)や奈良文化財研究所の最新の研究結果を展示公開している「平城宮跡資料館」(問合せ先:奈良文化財研究所 TEL:(平日)0742-30-6753、(土日祝)0742-30-6756)などの展示施設や、復原建造物の朱雀門や第一次大極殿・東院庭園を見学できるほか、大極殿院大極門(南門)の復原が令和4年3月19日に完成予定である。

3 県内の主な施設

名称	所在地	連絡先	展示内容等
奈良国立博物館	奈良市登大路町50	0742-22-7771 (代表) 050-5542-8600 (ハローダイヤル)	仏教美術を中心とする彫刻、 絵画、書跡、工芸、考古の 名品
キトラ古墳壁画体験館 「四神の館」	明日香村阿部山67	0744-54-5105	キトラ古墳やキトラ古墳壁 画を体験的に学べる施設
うだ・アニマルパーク	宇陀市大宇陀小附 75-1	0745-87-2520	動物とのふれあい、畜産物 加工体験、「いのちの教育」 プログラム
なら歴史芸術文化村	天理市杣之内町 437-3	0743-86-4420 (代表)	仏像等彫刻、絵画・書跡等、 歴史的建造物、考古遺物の 修復工房における文化財の 修復工程の公開・解説
奈良県立美術館	奈良市登大路町10 -6	0742-23-3968	江戸時代を中心とする絵画 や奈良にゆかりの深い作家 の作品等を展示(企画展、 特別展ともに展覧会ごとに

			異なる展示)
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	橿原市畝傍町 5 0 - 2	0744-24-1185	県内遺跡から出土した日本を代表する考古資料で構成する「目で見る日本の歴史」をテーマにした展示
奈良県立万葉文化館	明日香村飛鳥 1 0	0744-54-1850	万葉の時代の歴史文化や暮らしが体感できる人形や映像などの資料
奈良県立民俗博物館	大和郡山市矢田町 5 4 5	0743-53-3171	県内の各市町村から収集した近世以降の民俗資料と古民家
奈良県馬見丘陵公園館	河合町佐味田 2 2 0 2	0745-56-3851	馬見丘陵の古墳や自然についての資料
平城宮跡歴史公園 「朱雀門ひろば」等	(国営公園区域) 奈良市二条大路南 3 - 5 - 1 (県営公園区域) 奈良市二条大路南 4 - 6 - 1	(国営公園区域： 平城宮跡管理センター) 0742-36-8780 (県営公園区域： 平城京再生プロジェクト) 0742-35-8201	主に平城宮のかつての姿や人々の営みに関する展示など。 (校外学習での活用の場合、無料で解説者が同行する制度がある。)
水平社博物館 【令和 4 年 3 月 3 日リニューアルオープン】	御所市柏原 2 3 5 - 2	0745-62-5588	水平社運動をはじめとした人権問題歴史資料
なら工藝館	奈良市阿字万字町 1 - 1	0742-27-0033	一刀彫、陶芸など奈良の工芸品の展示、工芸教室の開催
橿原市昆虫館	橿原市南山町 6 2 4	0744-24-7246	昆虫と自然や人との関わりについての資料、放蝶温室
橿原市立こども科学館	橿原市小房町 1 1 - 5	0744-29-1300	遊びを通じた科学体験
おおくぼまちづくり館	橿原市大久保町 4 0	0744-22-1719	まちづくりの歩み、人権学

	－ 5 9		習
大塔コスミックパーク 「星のくに」	五條市大塔町阪本 2 4 9	0747-35-0321	プラネタリウム、天文台
市立五條文化博物館	五條市北山町 9 3 0 － 2	0747-24-2011	五條の文化や歴史に関する 資料
香芝市二上山博物館	香芝市藤山 1 － 1 7 － 1 7	0745-77-1700	二上山の噴火によって産出 された三つの石（サヌカイト・凝灰岩・金剛砂）と人 々の暮らし
葛城市歴史博物館	葛城市忍海 2 5 0 － 1	0745-64-1414	葛城市を中心とした考古・ 歴史資料や近代の民俗資料
森林科学館	山添村伏拝 8 8 8 － 1	0743-87-0258	自然と生き物の関わりにつ いての資料
天川村洞川エコ・ミュ ー ジアムセンター	天川村洞川 7 8 4 － 3 2	0747-64-0999	大峯山系の自然と文化につ いての資料
森と水の源流館	川上村宮の平	0746-52-0888	川上村の特色、自然につい ての資料、源流体験の開催
春日大社萬葉植物園	奈良市春日野町 1 6 0	0742-22-7788	万葉集にゆかりの深い植物
高松塚壁画館	明日香村平田 4 3 9	0744-54-3340	高松塚古墳壁画の模写、石 室内部模型、出土品の模造 品
天理大学附属天理参考 館	天理市守目堂町 2 5 0	0743-63-8414	世界各地の生活文化資料、 考古美術資料
帝塚山大学附属博物館	奈良市帝塚山 7 － 1 － 1	0742-48-9700	考古、民俗、歴史、美術資 料や古代朝鮮半島の瓦

(備考)

- ・ 上記以外にも、県内及び近隣府県には児童生徒が学習を進める際に効果的な施設等が多数ある。

各市町村教委教育長 }
各公立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度人権教育パワーアップ講座の実施について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、関係者へ周知するとともに、応募について
よろしくをお願いします。

記

1 趣 旨

奈良県におけるこれまでの人権教育の取組とその成果を継承するとともに、県内各地域・
学校における人権教育のさらなる充実・発展のため、人権教育推進上の課題や実践事例等に
ついて研修を行い、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会

3 概 要

(1) 内容

個別の人権課題及び人権一般の普遍的なテーマに基づき、人権教育のさらなる充実・
発展に向けた指導方法等について、講義・研究協議及び演習等により研修する。

(2) 開催時期及び期間

- ① 本講座は、年間4回（6月・8月・12月・2月）実施する。
- ② 原則2年間受講するものとする。

(3) 会場

奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄22-1）

奈良県立同和問題関係史料センター（奈良市大安寺1-23-1） 等

4 受講者の募集について

(1) 対象者

県内公立学校の教職員、市町村教育委員会の指導主事等（15名程度）

(2) 申込方法

(5) に記載の提出先にFAX又は郵送で提出すること。

受講者	市町村立学校の教職員	市町村教育委員会の指導主事	県立学校の教職員
手続	校長に受講希望の意思を伝える。	所属長に受講希望の意思を伝える。	校長に受講希望の意思を伝える。
	校長は、別紙様式1-1を市町村教育委員会教育長に提出する。		
	市町村教育委員会は、受講希望者を取りまとめ、別紙様式2に別紙様式1-1の写しを添えて、県教育委員会事務局人権・地域教育課長に提出する。		校長は、別紙様式1-2を県教育委員会事務局人権・地域教育課長に提出する。
	提出期限：令和4年4月22日（金）		提出期限：令和4年4月22日（金）

別紙様式は人権・地域教育課ホームページに掲載している。下記URL又はQRコードからアクセスして利用すること。

【人権・地域教育課 人権教育係】

URL：<http://www.pref.nara.jp/3326.htm>

QRコード：



(3) 受講者等への通知

受講決定後、市町村教育委員会教育長又は県立学校長及び受講者本人へ、受講決定書を送付する。

(4) その他

講座修了者には修了証を発行する。修了認定の基準は、全8回のうち5回以上の出席

とする。

(5) 提出先

奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 人権教育係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9858

FAX 0742-23-8609

各市町村教委教育長
各公立小学校長
各義務教育学校長
各県立学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度第1学期における外国語指導助手の派遣 について（通知）

特別支援学校、公立小学校及び義務教育学校前期課程への外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣について、下記事項に留意の上、令和4年4月25日（月）までに申請願います。

なお、ALTが訪問指導する際には、新型コロナウイルス感染症対策に御留意ください。

記

1 派遣期間

- (1) 令和4年5月16日（月）から令和4年7月15日（金）までとする。
- (2) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 派遣申請等の手続き

- (1) 特別支援学校が、県立教育研究所に配置しているALTの派遣を希望する場合について
ア 様式1により、派遣を希望する特別支援学校の校長が、県立教育研究所長宛て申請すること。
イ ALTの派遣日については、調整の上、後日決定し改めて通知する。
ウ ALTの派遣が決定された場合、校長は、派遣日の1週間前までに、次の(ア)～(ウ)の文書を県立教育研究所長宛て提出すること。(ア)～(ウ)の様式は、派遣日程決定後、送付

する。

(ア) ビジットシート（詳細な訪問時間、使用教材などのA L Tへの連絡事項）

(イ) ティーム・ティーチング指導案（日時、場所、日程、内容及び担当者名を英語で記載したもの）。なお、指導は当該校教員とのティーム・ティーチングによるものとし、T 2であるA L TにはT 1から明確な指示を与えること。

(ウ) 活用計画書（1学期の派遣日程、活用内容）

(2) 小学校又は義務教育学校前期課程の外国語活動・外国語科の授業等に関わって、小学校等が最寄りの県立高等学校に配置されているA L Tの派遣を希望する場合について

ア 様式2により、派遣を希望する小学校等を管轄する市町村教育委員会教育長が、A L T拠点校の高等学校長宛て申請すること。なお、派遣希望日は、拠点校での通常業務に支障のない日程を原則とする。

イ A L Tの派遣日については、文書による申請前に、あらかじめ当該小学校等学校長と当該高等学校長の間で調整しておくこと。

ウ A L Tの派遣が決定された場合、当該小学校長は派遣日の1週間前までに、次の(ア)及び(イ)の文書を当該高等学校長宛て提出すること。

(ア) 様式3による、各訪問日のビジットシート（当該小学校等情報、詳細な訪問時間、使用教材などのA L Tへの連絡事項を英語で記載したもの）。

(イ) 様式4による、各授業のティーム・ティーチング指導案（日時、場所、日程、内容及び担当者名を英語で記載したもの）。なお、指導は当該校教員とのティーム・ティーチングによるものとし、T 2であるA L TにはT 1から明確な指示を与えること。

3 派遣旅費

(1) 上記2の(1)の派遣に要する費用は、県教育委員会が負担する。

(2) 上記2の(2)の派遣に要する費用は、派遣を希望する小学校等又は市町村教育委員会が負担する。派遣前に、旅費の支給方法について当該校間で打合せしておくこと。

4 A L Tの職務

(1) 県立学校等における外国語授業等の補助

(2) 公立の小学校等における外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助

(5) 特別活動や部活動等への協力

- (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
 - (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
 - (8) 地域における国際交流活動への協力
 - (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 5 県立学校等におけるA L Tの配置

上記派遣期間中のA L Tの配置予定は、次の表のとおりである。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、A L Tが未配置の場合もある。

(別紙)

令和4年度第1学期の県立学校等におけるALTの拠点校等

(令和4年4月1日以降)

拠点校等
奈良朱雀・奈良商工高等学校*
国際高等学校
奈良高等学校
高田高等学校
郡山高等学校
添上高等学校
二階堂高等学校
樫原高等学校
畝傍高等学校
桜井高等学校
五條高等学校
青翔高等学校
生駒高等学校
奈良北高等学校
榛生昇陽高等学校
西和清陵高等学校*
法隆寺国際高等学校(2名)
高取国際高等学校(2名)
大和広陵高等学校
大淀高等学校
十津川高等学校
教育研究所

*の学校は、令和4年度第1学期はALT未配置

(様式1)

〇 〇 第 号
令和4年 月 日

教 育 研 究 所 長 殿

〇〇〇〇学校
校 長 氏 名

令和4年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

希望年月日 (第二希望日)	指導学年	授業等担当者氏名

【備考】各派遣希望日に第二希望日がある場合は、併せて御記入ください。

(様式2)

〇 〇 第 号
令和4年 月 日

県立〇〇高等学校長 殿

〇〇教育委員会
教育長 氏 名

令和4年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

小学校名	希望年月日	指導学年	授業等担当者氏名

(様式3)

ALT Visit Sheet

School Name (学校名) :

School Address (所在地) :

Date (曜日、月、日、時間) :

Name of Head HRT (主担当者名) :

Head HRT email (担当者連絡先メールアドレス) :

1 Schedule of the day (1日の流れ)

Time (時間)	Place (場所)	HRT (担当教員)	Activity (活動内容) /Class (指導学級)
			Expected time of ALT's arrival

備考：1行目には、ALTの希望到着時刻、場所及び担当教員名を記入。また、授業だけでなく、授業の打合せや給食など、ALTを活用する時間をすべて記入すること。

2 Teaching Materials and Activities (使用教材)

Time, Class (時間・クラス)	Materials or Activities (使用教材又はアクティビティ)	
	Materials which will be provided by HRT(s) (貴校で御用意いただける教材等)	Materials and activities which the ALT is expected to prepare and bring (ALTが用意すべき教材とアクティビティ)

3 Special Notes and/or Requests (その他注意事項や要望)

(様式4)

Teaching Plan

School Name (学校名) :

Date & Time (日時) :

Name of HRT (担当教員) :

Class(学年・学級):

Number of Students (生徒数) :

Aim of the lesson (授業の目当て) :

Lesson Plan (指導案)

Time	Activities	JTE will...	ALT will...	Students will...
	Start a lesson with greeting	(貴校でいつも使用される挨拶表現がある場合は、御記入ください。)		
	Finish the lesson with greeting	(貴校でいつも使用される挨拶表現がある場合は、御記入ください。)		

※ Notes of Special Requests (特に御要望がある場合、御記入ください。) :

各市町村教委教育長 }
 各公立学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和 4 年度県立教育研究所研修講座実施計画について（通知）

このことについて、下記のとおり実施予定ですので、関係教職員に周知願います。受講申込み等の詳細については、改めて通知します。

また、文章中の表記について、「小学校」には義務教育学校前期課程、「中学校」には義務教育学校後期課程をそれぞれ含みます。

なお、奈良市立学校・園における受講申込み等については、奈良市教育委員会の指示に従ってください。

記

1-1 初期研修（初任者・新規採用者研修）

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
幼稚園等新規採用教員研修講座	詳細は年度当初に連絡する。	8	対象者全員	幼・特
初任者研修講座 小学校	詳細は年度当初に連絡する。	18	対象者全員	小
初任者研修講座 中学校	詳細は年度当初に連絡する。	17	対象者全員	中
初任者研修講座 高等学校	詳細は年度当初に連絡する。	17	対象者全員	高
初任者研修講座 特別支援学校	詳細は年度当初に連絡する。	17	対象者全員	特
新規採用養護教諭研修講座	詳細は年度当初に連絡する。	11	対象者全員	小・中・高・特
新規採用栄養教諭研修講座	詳細は年度当初に連絡する。	11	対象者全員	小・中・特
新規採用学校事務職員研修講座	詳細は年度当初に連絡する。	12	対象者全員	小・中
新規採用実習助手研修講座	詳細は年度当初に連絡する。	3	対象者全員	高・特

1-2 初期研修（2年目・3年目）

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
初期研修講座（2年目）小学校	7/25、8/12、8/22、 2学期以降	4	対象者全員	小
初期研修講座（2年目）中学校	8/8、8/17	2	対象者全員	中
初期研修講座（2年目）高等学校	7/25、8/5	2	対象者全員	高
初期研修講座（2年目）特別支援学校	8/12、8/22	2	対象者全員	特
初期研修講座（2年目・3年目）養護教諭	8/1	1	対象者全員	小・中・高・特
初期研修講座（2年目・3年目）栄養教諭	8/8	1	対象者全員	小・中・特
初期研修講座（2年目・3年目）学校事務職員	8/18	1	対象者全員	小・中
初期研修講座（3年目）小学校	8/9、8/18、8/23	3	対象者全員	小
初期研修講座（3年目）中学校	7/28、8/17	2	対象者全員	中
初期研修講座（3年目）高等学校	7/28、8/5	2	対象者全員	高
初期研修講座（3年目）特別支援学校	7/28	1	対象者全員	特

2 新規任用臨時講師研修

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
新規任用臨時講師研修講座	5/27、6/3、6/10	3	対象者全員	小・中・高・特

3 中堅教諭等資質向上研修

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
幼稚園中堅教諭等資質向上研修講座 保育専門研修<プログラム1>	6/30	1	対象者全員	幼
幼稚園中堅教諭等資質向上研修講座 保育専門研修<プログラム2>	7/12	1	対象者全員	幼
幼稚園中堅教諭等資質向上研修講座 保育専門研修<プログラム3>	8/25	1	対象者全員	幼
中堅教諭等資質向上研修講座 (学習評価)	7/28	1	300	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (ICT活用)	8/1	1	300	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (児童虐待防止)	7/26	1	300	幼・小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (特別支援教育Ⅰ)	8/2	1	300	幼・小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (特別支援教育Ⅱ)	8/23	1	300	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (生徒指導・児童生徒理解)	8/19	1	175	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (道徳教育)	8/3	1	300	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (防災教育)	8/26	1	300	小・中・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座	8/9	1	300	幼・小・中

(男女共同参画・人権教育)				・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (キャリア教育)	7/27	1	300	小・中・高 ・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (教育相談)	7/29	1	300	幼・小・中 ・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (安全教育・健康教育)	8/25	1	300	小・中・高 ・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (コミュニケーション能力)	8/4	1	175	幼・小・中 ・高・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (カリキュラム・マネジメント)	8/16	1	300	小・中・高 ・特
中堅教諭等資質向上研修講座 (中堅教諭としての自覚と役割)	8/12	1	300	小・中・高 ・特
養護教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム1>	6/16	1	対象者全員	小・中・高 ・特
養護教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム2>	8/8	1	対象者全員	小・中・高 ・特
養護教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム3>	8/16	1	対象者全員	小・中・高 ・特
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム1>	6/16	1	対象者全員	小・中・特
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム2>	8/1	1	対象者全員	小・中・特
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修講座 専門研修<プログラム3>	8/16	1	対象者全員	小・中・特
学校事務職員中堅教諭等資質向上研修 講座 専門研修<プログラム1>	7/28	1	対象者全員	小・中
学校事務職員中堅教諭等資質向上研修 講座 専門研修<プログラム2>	8/9	1	対象者全員	小・中
学校事務職員中堅教諭等資質向上研修 講座 専門研修<プログラム3>	2学期以降	1	対象者全員	小・中

4 キャリアアップ研修

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
学校事務職員(主査・主任主査)研修 講座	6/9、8/9	2	60	小・中
学校教育相談コーディネーター養成研 修講座	7/28、8/25	2	30	小・中・高 ・特
学校教育相談コーディネータースキル アップ研修講座	7/7	1	25	小・中・高 ・特
メンタリング入門研修講座	7/27	1	40	小・中・高 ・特
キャリアアップ(教務)研修講座	6/9、6月初旬～6/30、 7/1	3	60	小・中・高 ・特
キャリアアップ(進路指導)研修講座	6/9、6/17、6/24	3	30	中・高
キャリアアップ(生徒指導)研修講座	6/9、6/24	2	50	小・中・高 ・特
キャリアアップ(校内研修)研修講座	5/20、6/9、12/1	3	30	小・中・高

【奈教大連携講座】				・特
-----------	--	--	--	----

5 管理職等研修

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
管理職「人権教育」研修講座	5/20	1	対象者全員	小・中・高・特
子どもの自殺予防（小学校管理職）研修講座	6/9	1	対象者全員	小
新任校長研修講座	6/14、10/18	2	対象者全員	小・中・高・特
幼稚園・認定こども園経営研修講座	11/15	1	対象者全員	幼
新任副校長・新任教頭研修講座	5/30、7月中旬～下旬、8/23	3	対象者全員	小・中・高・特
新任園長等研修講座	6/10	1	対象者全員	幼
校長研修講座	8月中旬～下旬 11月頃 1月頃	3	350	小・中・高・特
副校長・教頭研修講座	8/2、8/22	2	380	小・中・高・特

※ 対象校(園)種の幼は、幼保連携型認定こども園も参加が可能です。

6-1 希望研修（教科等専門研修）

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
子どもたちに力を付ける！小学校国語科の授業づくり研修講座	8/18	1	60	小・特
子どもたちに力を付ける！中学校・高等学校国語科の授業づくり研修講座	8/18	1	40	中・高・特
司法制度から学ぶ法教育研修講座	7月下旬	1	20	小・中・高・特
学ぶ楽しさが分かる小学校社会科授業づくり研修講座	7/28	1	30	小・中・特
G I Sで地理的な見方・考え方を伸ばす授業づくり研修講座	8/12	1	35	中・高・特
算数・数学の授業力アップ研修講座	8/8	1	50	小・中・特
これからの高校数学研修講座	8/26	1	60	高
小学校理科授業づくり研修講座	8/3	1	24	小・特
中学校・高等学校理科授業づくり研修講座	8/9	1	20	中・高・特
生活科授業づくり(幼小連携)研修講座	8/8	1	30	幼・小・特
音楽科基礎研修講座	7/26、8/2、8/18	3	10	小・中・特
音楽実技基礎研修講座	7/28	1	15	幼・小・特
鑑賞の基礎・基本研修講座	8/18	1	30	小・(中)・特
造形遊び研修講座（基礎編①）	7/25	1	20	小・(中)・特
造形遊び研修講座（基礎編②）	7/26	1	20	小・(中)・特
夢中になる体育の授業づくり研修講座	8/3	1	40	小・中・特
体育指導力向上研修講座	8/17、8/18、8/19 8/22、8/23	5	各講座 40	小・(中)・特

中学校・高等学校保健体育指導研修講座	8/2	1	40	(小)・中・高・特
企業マネジメント術を生かした職場活性化研修講座	6月～3月	12	10	高
豊かな心を育む道德教育研修講座	7/27	1	175	小・中・特
小学校外国語研修講座	8/23	1	30	小・中・特
外国語指導助手の指導力等向上研修講座	8/12、8/19、11/17、11/18	4	対象者全員	小・中・高・特
「いのちの教育」プログラム研修講座	7/26	1	30	幼・小・特
自立した消費者を育成する消費者教育研修講座	7/28	1	50	小・中・高・特
小学校特別活動「実践に学ぶ！学級活動」研修講座	1学期後半	1	20	小・(中)・特
養護教諭研修講座	8/16	1	25	小・中・高・特
栄養教諭・学校栄養職員研修講座	8/16	1	25	小・中・特
学校事務スキルアップ研修講座	7/5	1	対象者全員	小・中
学校事務グループワーキング・共同学校事務室研修講座	9/13	1	60	小・中
森林環境教育基礎研修講座	6/7、8/10、8/17	3	対象者全員	小・中・高・特
森林環境教育「春日山の自然と歴史を訪ねて」研修講座	8/26	1	20	幼・小・中・高・特
森林環境教育「森とふれあい、森を知ろう」研修講座	8/25	1	20	幼・小・中・高・特

※ 対象校(園)種の(小)(中)は、小学校、中学校、義務教育学校にも受講を認めている講座です。
 幼は、幼保連携型認定こども園も参加が可能です。

6-2 希望研修（今日的課題等研修）

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
課題別人権教育研修講座	夏期休業中	3	対象者全員	幼・小・中・高・特
人がつながる「地域と共にある学校づくり」研修講座	8/2	1	240	幼・小・中・高・特
インクルーシブ教育システム推進研修講座	6/9	1	100	幼・小・中・高・特
通級による指導担当者育成研修講座	6/29、8/1	2	65	小・中・高・特
特別支援学級担任サポート研修講座	6/29、7/29、8/23	3	60	小・中
幼児期・学童期の発達障害のある子どもへの指導の在り方研修講座	8/5	1	175	幼・小・中・高・特
思春期の発達障害のある子どもへの指導の在り方研修講座	8/4	1	100	小・中・高・特
学校教育相談ベーシック研修講座	8/1、8/26	2	30	幼・小・中・高・特
子どもの自殺予防（中・高・特）研修講座	8/17	1	対象者全員	中・高・特
子どもの虐待防止に関する研修講座	8/9	1	40	幼・小・中・高・特
いじめ等問題行動及び不登校の見立て	8/8	1	50	幼・小・中

と支援に関する研修講座				・高・特
家庭教育力アップ研修講座	8/8	1	100	幼・小・中 ・高・特
絵本のひみつ～絵本の仕掛けと読み聞かせの意義を探る～研修講座	8/22	1	150	幼・小・中 ・高・特
今を生きる子どものころ～自分を傷つけてしまう子どもたちー自傷・自殺を考える～研修講座	8/17	1	20	幼・小・中 ・高・特

※ 対象校(園)種の幼は、幼保連携型認定こども園も参加が可能です。

6-3 希望研修 (学びタイム・これが聴きタイム)

研修講座名	開催日	日数	受講定員	対象校(園)種
ちょっと学びタイム研修講座 (小学校国語)	6/10、8/26、10/14、11/11	4	30	小・特
ちょっと学びタイム研修講座 (中学校・高等学校国語)	5/27、6/24、7/29、8/26	4	20	中・高・特
ちょっと学びタイム研修講座 (小学校算数)	5/26、6/23、8/18、10/20、11/24	5	30	小・中・特
ちょっと学びタイム研修講座 (小学校理科)	6/14、8/23、1/24	3	16	小・中・特
ちょっと学びタイム研修講座 (小学校外国語)	6/17、8/4、11/25、1/20	4	18	小・中
STEAM教育エバンジェリスト育成研修講座	5月～3月 (月1回)	10	110	小・中・高 ・特
ちょっと学びタイム研修講座 (小学校学級経営等)	9/20、10/4、11/8、1/31	4	30	小
ちょっと学びタイム研修講座 (学校事務職員)	6月～1月	4	50	小・中
先生応援プログラム研修講座	教育研究所Webサイトに案内掲載	—	—	幼・小・中 ・高・特
これが聴きタイム研修講座 (発達障害のある子どもの理解)	6/30～7/14 (オンデマンド)	1	100	幼・小・中 ・高・特
これが聴きタイム研修講座 (子どもの心のケア・思春期)	7/28	1	30	小・中・高 ・特
これが聴きタイム研修講座 (子どもの心のケア・精神医学)	8/25	1	140	幼・小・中 ・高・特
これが聴きタイム研修講座 (子どもの心のケア・不登校)	8/26	1	30	幼・小・中 ・高・特

※ 対象校(園)種の幼は、幼保連携型認定こども園も参加が可能です。